

山口市介護保険料減免事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市介護保険料減免要綱(以下「要綱」という。)第7条に基づき、介護保険料の減免についての実務取扱を定めるものとする。

(要綱第2条及び第3条関係)

第2条 減免の対象には次の各号に定めるものを含むものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。)第63条に該当する者については、申請に基づき、措置期間にかかる保険料の全額を減免することができる。
 - (2) 要綱第2条第1号の「その他これに類するもの」には、盗難による損失も含むものとする。
 - (3) 要綱第2条第2号の減免該当者の資産の範囲は、被保険者及び生計維持者が所有する動産又は不動産についてとする。
- 2 災害により受けた損害の金額及びその損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の30以上であるかどうか不明な場合、「災害による個人住民税減免事務取扱要領」第4号「損害金額等の簡易計算」及び「住宅、家財に対する損害額の簡易計算」により算定する。
 - 3 要綱第2条第4号の「疾病又は負傷」の理由による場合とは、これに起因して身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院した場合をいう。なお、重大な障害とは所得税法施行令第10条第1項及び第2項の各号に該当する場合をいい、長期間入院とは100日を超える場合とする。
 - 4 要綱第2条第5号又は第3条第3項の「当該年の収入の合計見込額」とは、被保険者及び生計維持者が属する世帯全員の収入金額とし、減免事由が発生した月の前月までの収入及びそれ以降の収入額(見込額)を合計したものとする。

また、要綱第2条第5号又は第3条第3項の「申請のあった月以降12か月」の収入を使用するときは、減免事由が発生した月の前月までの収入状況が不明な場合とする。
 - 5 要綱第2条第4号の「被保険者及び生計維持者が死亡したこと、失業、事業の廃業、疾病又は負傷したこと等の理由」には、生活保護法による保護の基準に該当するにもかかわらず保護を受けていないものを含むものとする。
 - 6 前年の所得に譲渡所得、一時所得等があり通常収入状況である場合の所得段

階より上位の所得段階にあるものについては、その保険料の負担能力に着目し、所得内容を確認の上、原則として減免の対象としないものとする。

(要綱第3条関係)

第3条 要綱第3条第2項に定める別表第1の「前年の合計所得金額」とは、被保険者及び生計維持者についての所得を合計したものとする。

2 要綱第3条第3項の「当該年(又は条例第13条第2項の規定による申請のあった月以降12か月)の収入」とあるのは、その世帯全員の収入額とする。

3 要綱第3条第3項に定める別表第2の減免率を保険料に乗じて得た額を当該保険料から減じる場合、減免を受けようとする前の段階の保険料に、それぞれの減免率を乗じて減免すべき額を算出する。

なお、減免すべき額は、第1段階の保険料を下回ってはならないこととし、当該年の収入の合計見込み額及び世帯状況により算出する保険料を下回ってはならないこととする。

(要綱第4条関係)

第4条 要綱第4条第1項の減免期間は、損失を受けた日の属する月以降、保険料が既に納付済みである納期を除いた期間とする。

2 要綱第4条第2項の減免期間は、保険料が既に納付済みである納期を除いた期間とする。

(要綱第6条関係)

第5条 減免申請の様式の詳細については下記によるものとする。

(1) 別紙様式第2号

① 収入及び生活状況申立書(以下「申立書」という。)の中の収入状況欄については、給与(税金、ボーナスを含む。)及び事業・不動産・譲渡(収入を得るために要した費用を除く)収入及びその他の収入(恩給・年金・失業保険・遺族年金・福祉年金・扶助料・援助金)を含めたものを記載させるものとする。

② 申立書に定める預貯金とは、預金・貯金・株式(有価証券)・生命保険(保険金)・ゴルフ会員権・電話加入権・損害賠償金・慰謝料等について記載させるものとする。

③ 減免の可否及び減免率の算定(判定)に際し、申立書の内容(預貯金等の資

産)確認のため、申立者(納付義務者)及びその世帯員(18歳以上)に同意書(別紙様式第2-2号)の提出を求め、必要があると判断される場合は、金融機関に対して預貯金の調査をするものとする。

④ 別紙様式第2号及び第2-2号は、内規上の様式とする。

(2) 別紙様式第3号

① 災害を受けた資産の明細書の中の被災直前に所有していたものの価格(資産価格)とは、住宅又は家財のその災害を受けた時の時価(災害を受ける直前の状態で売買することとした場合の価格をいう。)によるものとする。

② 別紙様式第3号は、内規上の様式とする。

(その他)

第6条 その他の様式の詳細については、下記によるものとする。

(1) 受付整理簿

減免申請書の受付については、受付整理簿を作成し、備え付けるものとし、別紙様式第4号の様式とする。別紙様式第4号は、内規上の様式とする。

(2) 減免審査判定票

減免の可否及び減免率の算定(判定)にあたっては、減免審査判定票を使用し、算定(判定)するものとし、別紙様式第5号の様式とする。別紙様式第5号は、内規上の様式とする。

(3) 事務処理手順

減免申請を受理したときは、別紙要領(事務処理チャート)により処理し、決定するものとする。

(4) 必要書類

減免申請にかかる必要書類については、次の表によるものとする。

<ul style="list-style-type: none"> 失業、事業の休廃業、疾病又は負傷したこと等により所得が著しく減少し、又は皆無となった者の減免 	<p>(失業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入及び生活状況申立書(別紙様式第2号) ②失業保険受給証明書 又はこれに準ずるもの ③世帯員が保有している全ての預貯金等の残高証明書もしくは通帳の写し ④同意書 <p>(休廃業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入及び生活状況申立書 ②休廃業等の届出書 ③倒産については負債額の証明書又はこれに準ずるもの ④世帯員が保有している全ての預貯金等の残高証明書もしくは通帳の写し ⑤同意書 <p>(疾病、負傷)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入及び生活状況申立書 ②医師の診断書又はこれに準ずるもの ③世帯員が保有している全ての預貯金等の残高証明書もしくは通帳の写し ④同意書
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ①在監・在所証明書又はこれに準ずるもの

(5) 取消し通知

山口市介護保険条例(平成17年山口市条例第135号。)第13条第3項により減免理由が消滅した場合は、取消し通知書により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- この要領は、平成17年10月1日から施行する。
(阿東町の編入に伴う特例)
- 阿東町の編入日以後の平成21年度、平成22年度及び平成23年度において、要綱附則第4項に定める別表第3の減免率を保険料に乗じて得た額を当該保険料から減じる場合、減免を受けようとする前の段階の保険料にそれぞれの減免率を乗じて減免すべき額を算出する。
なお、減免すべき額は、第1段階の保険料を下回ってはならないこととし、当該年の収入の合計見込み額及び世帯状況により算出する保険料を下回ってはならないこととする。
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例)
- 要綱附則第5項に規定する減免申請にかかる必要書類は、この要領の規定に関わらず次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱附則第5項第1号に規定する場合 死亡診断書、医師の診断書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条に基づく勧告書面その他これらに類するもの
- (2) 要綱附則第5項第2号に規定する場合で、事業収入等の減少が事業等の廃止又は失業による場合 退職証明書、個人事業の開業・廃業等届出書その他これらに類するものにより事業の廃止又は失業を確認できるもの
- (3) 要綱附則第5項第2号に規定する場合(前号に該当する場合を除く。) 生計維持者の令和3年中(令和3年度分の減免については令和2年中)の収入に関する書類、生計維持者の令和4年中(令和3年度分の減免については令和3年中)における収入及び収入の見込みに関する書類並びに保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を確認できるもの

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月7日から施行し、改正後の山口市介護保険料減免事務取扱要領の規定は、同年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。